

令和4年3月8日

組合長・特別会員様

小田原食品衛生協会長

### まん延防止等重点措置に係る協力のお願いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知があり、まん延防止等重点措置が令和4年3月21日まで延長されましたのでお知らせいたします。

組合長並びに特別会員の皆様におかれましては、改定された「措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき対応されるよう周知方よろしくお願ひいたします。

※「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」における飲食店等への主な要請等

1 措置期間：令和4年3月7日から3月21日まで

(令和4年1月21日から2月13日までに引き続き)

2 措置区域：県内全市町村

3 飲食店等に対する主な要請

○ マスク飲食実施店認証店においては、以下のいずれかを選択

営業時間	酒類提供	協力金交付予定額(売上高方式)
5時から21時までの 営業時間短縮	酒類提供は11時から <u>20時30分</u> まで	2.5万円～7.5万円/日
5時から20時までの 営業時間短縮	酒類提供停止	3万円～10万円/日

○ それ以外の(非認証店)においては、

営業時間	酒類提供	協力金交付予定額(売上高方式)
5時から20時までの 営業時間短縮	酒類提供停止	3万円～10万円/日

※3月7日から3月21日までの要請期間に係る協力金は、第18弾として交付  
協力金(第18弾) カールセンター 045-522-2431 (月～金 祝日除く 9時～17時)  
「マスク飲食実施店」認証制度について

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-056774 (9時～17時)

※音声案内が流れたら、2番「マスク飲食実施店認証制度に関するここと」を選択して下さい。

## 知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて、1か月半が経過しましたが、新規感染者は依然として高止まっています。医療のひつ迫度合いを測る、病床使用率も約70%と、医療現場では、大変厳しい状況が続いています。

そのため本日、国は、本県におけるまん延防止等重点措置を、3月21日まで延長しました。

県民、事業者の皆さんには、引き続きご負担をおかけし、大変心苦しいですが、何としても、この期間で重点措置が解除できるよう、次の事項について、ご協力をお願いいたします。

○ ウィルスは身近にあります。オミクロン株に打ち克つためには、一人ひとりの「徹底用心」が、最大の武器になります。

生活のあらゆる場面で、基本的な感染防止対策を実践し、「徹底用心」してください。特に、高齢者や基礎疾患のある方がいらっしゃるご家庭では、家の中でもマスクを着用するなど、「うつさない」対策を心がけてください。

○ 飲食の場は、感染リスクが高まります。外食は、マスク飲食実施店の認証店を利用し、マスク飲食を徹底してください。

飲食店では引き続き、営業時間の短縮や、1テーブルあたりの人数制限などに、ご協力をお願いします。

県は、救える命を救うために、コロナ対応病床を「災害特別フェーズ」に引き上げ、医療機関とともに、最大級の対応を図っています。

この難局を乗り切る鍵は、重症化リスクを軽減する、3回目のワクチン接種です。県は、市町村と連携して、接種体制の充実に取り組んでいますので、ワクチンに関する正しい情報を確認したうえで、早めの接種をお願いします。

皆さんのご理解、ご協力を願いします。

令和4年3月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治



特措法に基づく  
まん延防止等重点措置に係る  
神奈川県実施方針  
(令和4年3月7日～)

令和4年3月4日

# まん延防止等重点措置の区域と期間

## 【対象区域】

県内全市町村

## 【期間】

令和4年3月 7日（月）から  
3月21日（月）まで（15日間）

# まん延防止等重点措置の内容

県民向け

一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

飲食店 時短等

## 【マスク飲食実施店認証店】

- ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時30分）

協力金：2.5～7.5万円／日

- ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円／日

①と②のどちらかを  
認証店が選択可能

## 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円／日

## 1テーブル4人以内

※ 認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし

大規模  
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

イベント

【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可
大声なし	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

# 県民の皆さんに対して

## 一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項)
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項)  
※生活に必要な場合の例  
　医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
　必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
　生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨(法第24条第9項)
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限(法第24条第9項)  
※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

## ○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

### 【マスク飲食実施店認証店】

①5時から21時までの時短要請・酒類提供可  
協力金:2.5～7.5万円／日 (11時～20時30分)

②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3～10万円／日

上記①と②のどちらかを認証店が選択

### 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3～10万円／日

## ○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を  
当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。

その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

## ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

### ○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請 (法第31条の6第1項、令第5条の5)

### ○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

飲食店等

大規  
模集  
客施  
設等

# イベントに対して

## イベント

### ○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要  
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

### ○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

### ○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

# その他

## 【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

## 【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

## 【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
  - Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけている
- ※ 3月22日までの利用期限は、当面の間、延長された。(新たな期限は今後公表)